

平成29年第2回教育委員会臨時会議事録

平成29年5月15日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年5月15日（月）午後3時00分～午後3時33分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 特別支援教育課長 阿 部 吉 成
学校整備課長 和久井 伸男 学校整備担当課長 渡 邊 秀 則
済美教育センター 平 崎 一 美 副 参 事 倉 島 恭 一
所 長 子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法規担当係長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第52号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 杉並区いじめ問題対策委員会条例
- 議案第55号 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設建築工事の請負契約の締結について
- 議案第56号 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設電気設備工事の請負契約の締結について
- 議案第57号 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設給排水衛生設備工事の請負契約の締結について
- 議案第58号 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設空気調和設備工事の請負契約の締結について
- 議案第59号 平成29年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

目次

議案

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第52号 | 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 議案第53号 | 杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 議案第54号 | 杉並区いじめ問題対策委員会条例・・・・・・・・・・ | 6 |
| 議案第55号 | 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設建築工事の請負契約の締結について・・・・・・・・ | 9 |
| 議案第56号 | 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設電気設備工事の請負契約の締結について・・・・・・・・ | 9 |
| 議案第57号 | 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設給排水衛生設備工事の請負契約の締結について・・ | 9 |
| 議案第58号 | 杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設空気調和設備工事の請負契約の締結について・・ | 9 |
| 議案第59号 | 平成29年度杉並区一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・ | 14 |

教育長 それでは、ただいまから平成29年第2回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案8件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、本日の案件につきましては、いずれも平成29年第2回区議会定例会への提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区的意思形成過程上の案件となっております。したがって、同法第14条第7項の規定により本日の会議を非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、本日の会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第52号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

地方公務員は一部の者を除き雇用保険法の適用がございませんが、退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときは、失業等給付額程度は保障することから、杉並区職員の退職手当に関する条例の規定により、その差額分を失業者の退職手当として支給することとしております。

この度雇用保険法の一部が改正され、失業等給付が拡充されたことに伴いまして、失業者の退職手当を拡充する必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

改正の第1点は、雇用保険法の改正に準じて、災害により退職した者について失業者の退職手当の給付日数を延長できることとするとともに、

5年間の暫定措置として雇用情勢が悪い地域に居住する者についても給付日数を延長できることとしております。

改正の第2点は、就職等のため住所または居所を変更する必要がある者に支給する雇用保険法の移転費に相当する退職手当の支給対象に、職業紹介を行う地方公共団体または事業者の紹介により就職する者を加えるものでございます。

最後に附則でございまして、施行日でございますが、改正の第1点につきましては公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとし、改正の第2点につきましては、平成30年1月1日から施行することとしております。

また、附則第3項及び第4項は、必要な経過措置を定めるものでございます。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

教育長 失業に関する手当が退職手当を上回ることが想定されて、その不利益を補填するということですね。

庶務課長 はい。

よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第52号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第52号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程第2、議案第53号「杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明させていただきます。

杉並区職員の育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及びその委任を受けた条例等により規定されているところでございます。この法律におきましては、「職員は、その職員の子を養育するために、その子が3歳に達する日まで、1回に限り、育児休業をする

ことができること」を原則としておりますけれども、条例で定める特別の事情がある場合は、再度の育児休業ができることとされております。

この度、国家公務員につきましては再度の育児休業ができる特別の事情として、これまで運用により認められていた「保育所等における保育の利用ができないこと」が人事院規則の改正により明確化されたところでございます。このことに伴いまして区におきましても、再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る規定を改める等の必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明いたします。議案を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条におきまして、再度の育児休業ができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合には、再度の育児休業ができることを明確化しております。

次に、新旧対照表の2ページをご覧ください。第4条の育児休業の再度の延長、第8条の再度の育児短時間勤務ができる特別な事情につきましても同様の改正を行っております。

最後に附則でございますが、施行期日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、ないようですので、議案の採決をよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第53号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第53号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程第3、議案第54号「杉並区いじめ問題対策委員会条例」を上程いたします。

それでは、私からまた続けて説明させていただきます。

この条例は5月10日の教育委員会定例会で報告いたしましたいじめ防止等対策組織に係るものでございます。いじめ防止対策推進法におきま

して、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために置くいじめ問題対策連絡協議会と教育委員会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため教育委員会の附属機関として必要な組織を置くことができるとされているところでございます。また、同法ではいじめにより、児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害等が生じた疑いがある重大事態が発生したときは、「学校の設置者等は、その下に組織を設け、重大事態に係る調査を行うこと」とされており、区では区立学校におけるいじめの防止等のための対策につきましては、家庭、地域及び関係機関との連携の下、教育委員会が責任を持って主体的に取り組を進めるとともに、いじめの重大事態が発生した場合は、区内組織を設置して対応してきたところでございます。

本年3月に文部科学省が策定した、いじめの重大事態の調査に係るガイドラインにおきまして、改めて重大事態に係る調査を行う組織は、公平性、中立性を確保するため、第三者の参加を図るよう努めるものとされたところでございます。

区はこれらのことを踏まえ、いじめ防止等のための調査審議及びいじめの重大事態に係る調査等を行うため、教育委員会の附属機関を設置することといたしました。このことに伴いまして、いじめ問題対策委員会を設置する等の必要があるため、この条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の概要につきましてご説明を申し上げます。議案を1枚おめくりいただきたいと思っております。

題名は、杉並区いじめ問題対策委員会条例としております。

第1条は設置に関する規定、第2条は用語の意義を定めております。第3条は所掌事項でございます。いじめの防止等のための対策に関する必要な事項の調査審議及びいじめの重大事態に係る調査等を行うこととしております。

第4条は、組織でございます。対策委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉等の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、合計で7名以内と定めております。

第5条は対策委員会の会長について、第6条は会議の招集、定足数等について定めております。第7条は委員以外の者の出席等の規定でございます。対策委員会は委員以外の者を出席させて意見を聴き、または委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができることとしており

ます。

第8条は、委員の除斥でございます。委員は、対策委員会が会議の中立性及び公正性が損なわれるおそれがあると認めるときは、出席することができないこととしております。

第9条は、委員による調査手続でございます。対策委員会は、その指名する委員にいじめの重大事態に係る調査をさせることができることとしております。

第10条は守秘義務でございます。委員は職務上知り得た機密を漏らしてはならないこととしております。

第11条は委任規定でございます。

最後に附則でございます。施行期日は公布の日としております。

附則第2項は、杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。会長の報酬額を日額1万4,500円、委員の報酬額を日額1万2,000円と定めております。

附則第3項は、杉並区青少年問題協議会条例の一部を改正するものでございます。青少年問題協議会はいじめ防止対策推進法に規定する、いじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすこととしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませうでしょうか。よろしくお願いいたします。

折井委員 済みません。第8条、委員の除斥でいいのでしょうか。「委員は、対策委員会が会議の中立性及び公平性が損なわれるおそれがあると認めるときは、出席することができない」とあるのですが、これはどのような状況を前提としていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 重大事態が発生しますと、そこで委員会を招集するわけですが、けれども、そのときに、例えば発生した事案にかかわっていた専門家の方がそのメンバーにいたときには、その調査、審議をしていく上で中立性・公正性が保たれないと、そういう認識に立たざるを得ないと思います。最も考えられるのはそういった事案だと思います。

折井委員 利害の一致が何か生じてしまう、利害のものがかかわってしまうということで、その都度ということでもいいですか。ごく普通には行われないことだと、かなり例外的な事例ということですね。でも、規定しておきますということなのですね。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第54号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第54号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、続きまして桃井第二小学校の改築案件として関連がありますので、日程第4、議案第55号「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設建築工事の請負契約の締結について」、日程第5、議案第56号「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設電気設備工事の請負契約の締結について」、日程第6、議案第57号「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設給排水衛生設備工事の請負契約の締結について」、日程第7、議案第58号「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設1施設建設空気調和設備工事の請負契約の締結について」、以上4議案を一括して上程いたします。

それでは、学校整備担当課長からご説明いたします。

学校整備担当課長 それでは、議案第55号、第56号、第57号、第58号につきましてご説明申し上げます。

本件は、子どもたちの教育環境や健全育成環境の向上を図るため、老朽化した桃井第二小学校を改築するとともに、学童クラブを一体的に整備するものでございます。

建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空気調和設備工事の4工事につきまして、一般競争入札により落札した建設共同企業体と請負契約を締結するものでございます。

契約の金額、契約の相手方等につきましては、お手元の議案に記載のとおりでございます。なお、資料といたしまして、建物平面図を議案第55号に添付してございます。

資料をちょっとおめくりいただくこととなりますが、資料1は案内図で、工事場所は杉並区荻窪五丁目10番25号でございます。資料2は、工事概要でございます。建物の構造・規模は、鉄骨コンクリート造。地上5階建て。敷地面積は8,867.41平米。建築面積は3,337.83平米。延床面積は9,911.08平米、各階の面積、高さ、基礎構造等につきましては記載

のとおりでございます。資料3は、主要室の内部仕上げでございます。また、資料4は建物の配置図、資料5から10までは各階の平面図がそれぞれ記載してございます。資料11は、透視図1でございます。北側から見ました完成予想図ということになってございます。資料12、透視図2でございます。西側から見ました完成予想図になってございます。

以上でご説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

伊井委員 資料4のところで、学童クラブと放課後等居場所事業専用門ということですが、資料5があわせてこの学童クラブと放課後等居場所事業についての取組について、ちょっとご説明いただけたらと思います。出入口や児童の移動も含めて。

学校整備担当課長 導線につきましては、資料4のところでございます学童クラブ、または放課後等居場所の専用の門ということで設置してございます。そのまま玄関といいますか、学童クラブまたは放課後等の入り口がそのままポーチに入っているという形で、こちらは学童等関係施設の建物になっているところでございます。

伊井委員 実際、学童クラブとか放課後というのは、どの時点からどんな感じで始まるか今、見通しはおつきでしょうか。

副参事(子どもの居場所づくり担当) まず、学童クラブにつきましては、平成31年からそちらの方に入っております。今、荻窪北学童クラブがあんさんぶる荻窪の中にごございます。そちらがまず、来年度は杉並保健所の方に入りまして、その後、1年間そこにおります。その後、桃井第二小学校の方に、平成31年度に入っていく予定になっております。

放課後等居場所事業につきましては、平成31年度から桃井第二小学校の方で開始する予定で考えております。

伊井委員 では、同居ではないですね。放課後と学童は。

副参事(子どもの居場所づくり担当) その時点で同居といいますか、一緒になって入ります。

伊井委員 そうですか。一緒に遊んだりとかそういうことができるのですか。

副参事(子どもの居場所づくり担当) そういうことも連携しつつ調整し

ていきたいと考えております。

事務局次長 先ほどの資料5の平面図1階ですが、学童クラブにしても放課後等居場所事業にしても、いわゆる学校での通常の教育活動ときっちり区分けをして放課後活動をしていき、メリハリをつけるという観点から、外からの入口は独立して設けているということでございます。

しかし、当然学童クラブにしても放課後等居場所事業にしてもグラウンドであるとか、体育館であるとか、あるいはほかの諸室であるとか、そこは学校と調整をした上で、いろいろとその日によって具体的な活動場所は異なっていくということなので、入口を独立して設けてそこから入ったとしても、その後の活動については実態に即して、校舎等をその日の状況に即して使っていくということでございます。

それともう1点、学童クラブ事業と放課後等居場所事業というのは、基本的には別の事業として整理してございます。しかし、先ほど担当課長からあったように、そのプログラム活動によっては、むしろ一緒に少し横のつながり、縦のつながりを広げる意味で、そういった活動も状況に即して柔軟に対応していくという考え方でございます。

最後に運営でございますけれども、区は今後校内での学童クラブ、それと校内での放課後等居場所事業については、学童クラブの委託事業者を核として子ども・子育てプラザの職員であるとか、学校支援部の連携協力の下で展開していくという考え方でございますので、そういった意味では一体的な視点に立ちつつ、両方の独立した事業を子どもたちの視点からうまく健全育成事業として豊かに展開していくということで、現在、杉並和泉学園でも展開していますけれども、そんな先例を踏まえながらより充実した活動を展開していくということで、検討を進めているところでございます。

伊井委員 すみません、学童の方は費用をお集めして、おやつの時間があったりということがあります。その辺は臨機応変に、柔軟に対応していかれるということ。柔軟っておかしいですけども、最初の分けた形ということですか。

副参事（子どもの居場所づくり担当） 学童クラブにつきましては、おっしゃるとおりお金をいただきますが、放課後等居場所事業につきましては、基本的に無料というか、そういう形です。

事務局次長 実際にその日の学童クラブ事業を行っているときに、プログ

ラムによっては放課後等居場所事業の子どもたちと一緒にやる時間帯があるということになります。しかし、例えば学童クラブでおやつの間になれば、学童クラブの利用者についてはこの場所でおやつタイムがあるということになりますが、放課後等居場所事業には残念ながら今のところそういう実例はない。そこら辺をうまく使い分けながら、両方の事業が独立して存する、両方の事業がうまく有機的に連携できるように差配していく、こういったことをございます。

伊井委員 放課後等居場所に関しては、出欠の面は非常に難しいところがあるのかなと思っているのです。家庭との連携とか、児童の帰りの安全面とかを十分に配慮した上で、いいところは生かして交流をお願いできたらと思います。よろしく願いいたします。

副参事（子どもの居場所づくり担当） 実際、今、和泉学園におきましては、参加と退出の記録をしております。いずれにしましても、きちんと児童の安全・安心というところは踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

折井委員 資料5の1階の平面図で、お手洗い問題についてちょっとお伺いしたいのですけれども、学童の女の子だとか男の子だとか学校の職員の女性用、男性用といろいろあると思うのですけれども、その中で職員のところ「だれでもトイレ」というのがあって、その対面に開放会議室、主事室の側は「多目的便所」、学童の方も「多目的便所」とあります。この「だれでもトイレ」と「多目的便所」の違いを教えてくださいませんか。

学校整備担当課長 「だれでもトイレ」というのは、条例上設置しなければいけないとなっていて、誰でも、いわゆるオストメイトといいますか、そういった設備も加えた形でのトイレとなります。例えば開放会議室は外部の方もお使いになる会議室なので、そういったことで多目的便所としてありますが、そういった意味でちょっと違いがあるかというところをございます。フルスペックではないです。

折井委員 申し訳ありません。「だれでもトイレ」はフルスペック。多目的便所は。

学校整備担当課長 多目的便所はそれがないもので。車椅子での対応だけができる。

折井委員 ということなのですね。この1階から2階、3階、4階と全て多目的便所がある、屋上はないですけれども、全部あるという設置になっていて非常にいいなと思ったのですけれども、この「多目的便所」というのは車椅子が入るとのことと、あとこれが性別関係なく使ってもいいですよという使い方をするのでしょうか。

学校整備担当課長 そのとおりでございます。

折井委員 ありがとうございます。LGBTの問題もございますので、そういった点からどの階にもそういうものがあってという、校舎でそれを小学校からするというのは非常に配慮が行き届いたことだと思いますので、本当にいいと思います。このままきれいな校舎とお手洗いができるといいなと思います。

教育長 多目的の主語は何なのですか。多様な使い方ができるということなのですか、それとも多様な施設設備を持ったトイレ。

学校整備担当課長 使う方が多目的という。車椅子で使えるということです。

教育長 建築用語でどこかに用語の定義がされているのでしょうか。

学校整備担当部長 技術的な経過がございます。多目的は主に高齢者の方と障害者の方をメインに設計した構造で、手すりだとか出入り口の水道とか、車椅子の回転、大きさ、便器の排水のスイッチとかそういうものが高齢者と障害者のものを取り入れたのが多目的室ということでございます。「だれでもトイレ」というのは、そこに幼児用だとかおむつだとかいろいろな機能を足していったときにそういった言葉を使って、設計上そういう使い分けをしているということでございます。

庶務課長 よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第55号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第55号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第56号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第56号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第57号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第57号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第58号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第58号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは、続きまして日程第8、議案第59号「平成29年度杉並区一般会計補正予算(第2号)」を上程いたします。

それでは、私からご説明をさせていただきます。

議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の2ページをご覧ください。教育費の歳入歳出予算に関するもののうち、備考欄に記載の4事業について補正するものでございますが、各事業の説明に先立ちまして1点ご報告をさせていただきます。

杉並第一小学校の改築につきましては、これまで現在地において改築複合化する計画を進めてきたところでございます。一方、近隣の病院用地への移転案につきましてもこの間、比較検討がなされてきたところでございますが、本日、現在の計画を見直し、杉並第一小学校を近隣の病院用地へ移転するとの整備方針が正式に決定され、先ほどの総合教育会議においても区長から報告があったところでございます。

今回の補正予算には、この整備方針の見直しに伴うものがございしますので、具体的な内容の説明に先立ち、この間の経緯をご報告させていただきました。

それでは、補正予算の具体的な内容についてご説明いたします。まず、杉並第一小学校に関連するものから先にご説明させていただきます。

備考欄の一番下でございますが、杉並第一小学校の改築計画変更に伴う設計費等の減額補正でございます。先ほどご説明いたしましたとおり、これまでの計画を見直したことから、今年度予定しておりました実施設

計につきましては取りやめることとなりました。また、改築期間中の代替運動場を確保するための経費につきましても、一部を除いて不要となること等により、記載の3億6,568万7,000円を減額補正するものでございます。

一方、計画の見直しにより杉並第一小学校の改築はこれまでの予定より7年程度先送りされることとなりました。このことに伴いまして、杉並第一小学校の教育環境を改めて整備していく必要があることから、備考欄の上から2番目の項目でございますが、校内のLAN環境の改善を行うことといたしましたので、このための経費582万3,000円を計上しているところでございます。

なお、工事費の3分の1については東京都からの補助金が見込まれることから、特定財源欄の「国・都支出金」の欄に174万6,000円を計上しているものでございます。

以上が杉並第一小学校の改築計画の見直しに伴うものでございます。

次に、備考欄の一番上でございますが、いじめ問題対策委員会の設置に伴う委員報酬についてご説明いたします。

先ほど議案第54号「杉並区いじめ問題対策委員会条例」をご審議いただいたところでございますが、新たに設置する予定の附属機関の委員の報酬を計上するものでございまして、委員5名分、合計で12万5,000円を見込んでいるところでございます。

最後の項目となりますが、備考欄の上から3番目、杉並第二小学校内に学童クラブを整備することに伴う経費についてでございます。今後、杉並第二小学校内に学童クラブを整備するに当たり、校内の相談室の整備が必要となることから、そのための経費1,090万5,000円を計上するものでございます。

最後に3ページをご覧ください。今回の補正は3億4,883万4,000円の減額でございますが、補正後の教育費の総額は151億3,480万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。それでは、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第59号につきましては、

原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第59号につきましては原案のとおり可決いたします。

以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。